

なぜ今、プレミアム・ブランド企業に注目すべきか？

POINT

- 1. ブランド力に裏付けされた、強力な価格決定力
- 2. 欧州を起源とする企業が多い
- 3. 株価の反発力

■ 1. ブランド力に裏付けされた、強力な価格決定力 | トランプ関税への懸念が残るなか、高収益性を維持するカギとなる

プレミアム・ブランド企業の多くは輸出企業であり、トランプ関税や世界的な貿易戦争へ発展した場合、その影響を免れることはできません。しかし、プレミアム・ブランド企業には、一般的な消費関連企業とは異なり、ブランド力を裏付けとした強力な価格決定力があります。一段の値上げによっても、手に入れたいと願う熱狂的なファンが存在することや、富裕層の顧客が多いことなどから、需要の大幅減を避けつつ、関税コストを消費者に転嫁することは比較的容易に行えます。

また、関税コストの消費者への転嫁が少々遅れたとしても、もとより相対的に高い利益率であるために、一時的な負担増を吸収する余力も大きいとみられます。

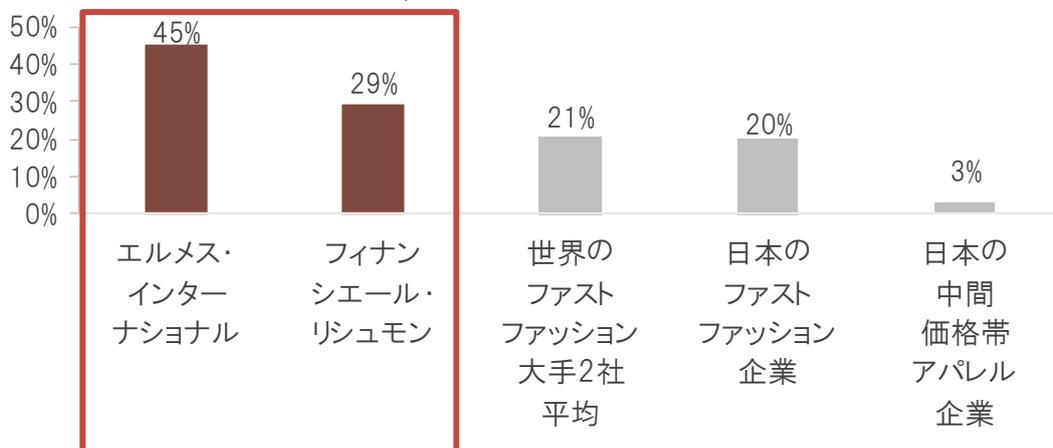
実際、例えば、エルメス・インターナショナル(フランス)は、2025年4月に、翌5月より米国で全カテゴリーの商品を対象に価格を引き上げ、トランプ関税への対応を図る方針を示しています。

関税コストだけでなく、原材料価格や人件費、輸送費高騰などインフレが再加速した場合にも、強力な価格決定力により、相対的に高収益性を維持し続けることができると考えられます。

直近5年間の平均利益率

～主なプレミアム・ブランド企業とその他企業の比較～

<主なプレミアム・ブランド企業>

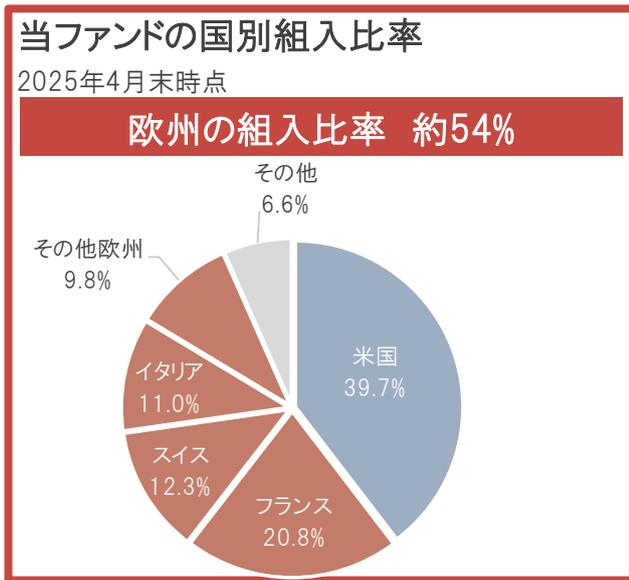


※利益率は、税引前払前減価償却前利益率(ブルームバーグによる算出) ※主なプレミアム・ブランド企業:当ファンドの2025年4月末時点組入上位10銘柄のうち、世界産業分類基準(GICS)の産業グループ、耐久消費財・アパレルに分類される上位2銘柄 ※世界のファストファッション大手2社平均:インディテックス(スペイン)とヘネス・アンド・マウリッツ(H&M、スウェーデン)の2社の利益率を単純平均して算出 ※日本のファストファッション企業:ファーストリテイリング ※日本の中間価格帯アパレル企業:オンワードホールディングス ※直近5年間の平均利益率:過去5年分の利益率実績値を単純平均 出所:ブルームバーグのデータを基にピクテ・ジャパン作成
データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

■ 2. 欧州を起源とする企業が多い | 米国株式以外の、魅力的な選択肢の1つ

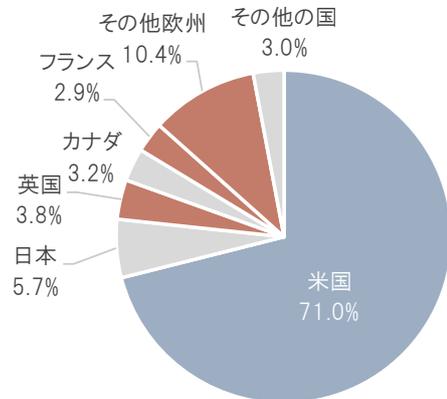
当ファンドの投資対象であるプレミアム・ブランド企業は、歴史的・文化的な背景などから、欧州を起源とする企業が比較的多く存在しています。2025年4月末時点の当ファンドの国別組入比率をみると、欧州の組入比率が合計で約54%となっています。

一般に、株式投資においては米国株式が中心となりがちですが、2025年年初来の株式市場では、米国株式以外の株式の上昇率が相対的に大きくなるなど、これまでとは異なる動きもみられています(2025年5月28日時点)。こうしたなかで、米国株式以外の魅力的な株式に、今後さらなる注目が集まる可能性もあると考えられます。※組入比率は、主たる投資対象であるピクテ・プレミアム・ブランド・マザーファンドにおける状況



先進国株式の国別構成比率

2025年4月末時点



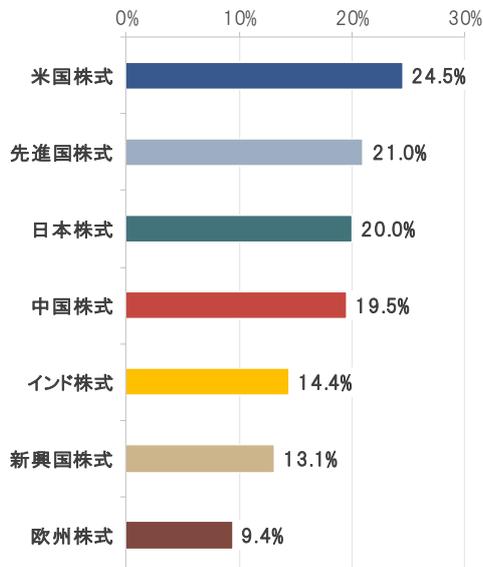
※当ファンドの国別組入比率は主要投資対象であるピクテ・プレミアム・ブランド・マザーファンドにおける状況。その他にはその他の国やコール・ローン等が含まれます。 ※先進国株式:MSCI世界株価指数 ※四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。

出所:ファクトセットのデータを基にピクテ・ジャパン作成

主要株式における期間別騰落率比較

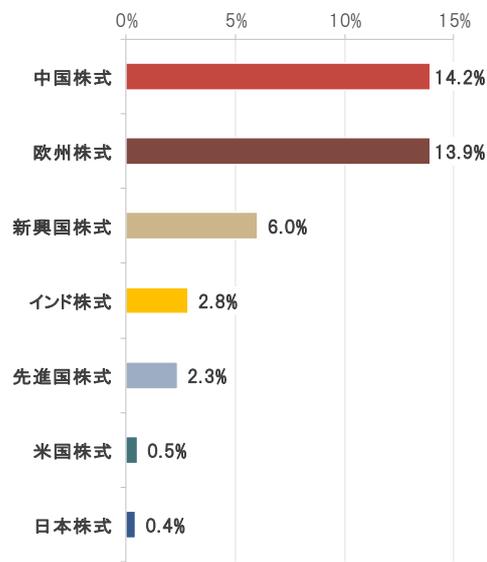
【2024年年間の騰落率】

現地通貨ベース、配当込み



【2025年年初来の騰落率】

現地通貨ベース、配当込み、2025年5月28日まで



※先進国株式:MSCI世界株価指数、新興国株式:MSCI新興国株価指数、米国株式:S&P500種株価指数、欧州株式:MSCIユーロ圏株価指数、日本株式:TOPIX、中国株式:MSCI中国株価指数、インド株式:MSCIインド株価指数

出所:リフィニティブan LSEG businessのデータを基にピクテ・ジャパン作成

データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

■ 3. 株価の反発力 | プレミアム・ブランド商品・サービスに対する人々の熱望が後押し

プレミアム・ブランド企業の株価は、世界的な経済危機時や景気減速局面などで、大きく需要が減退するとの懸念などから、先進国株式に比べて大きく下落する傾向がみられてきました。しかし、その後の回復局面では、株価は相対的に大きく反発してきました。

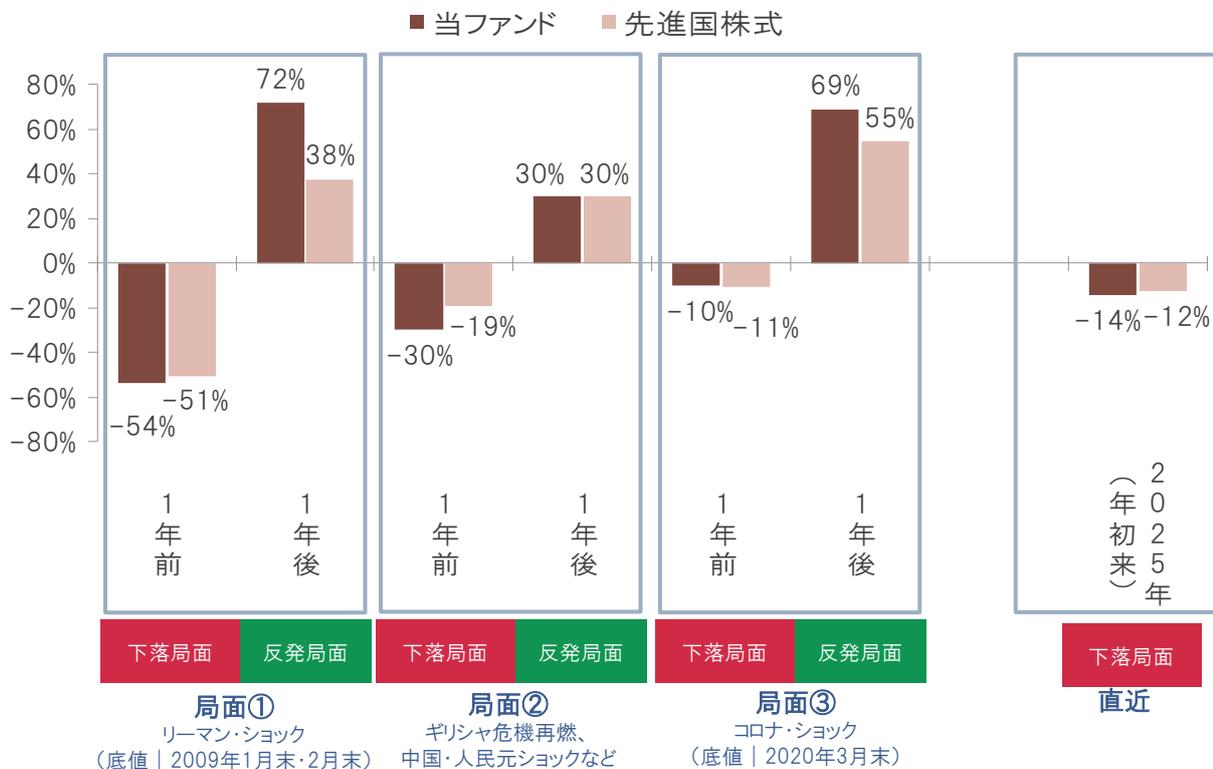
経済の先行きに不透明感が強まる局面で、プレミアム・ブランド商品・サービスを買控える動きが強まることはありますが、プレミアム・ブランド商品・サービスに対する消費者の熱望が完全に消え去るわけではないと考えます。プレミアム・ブランド企業が提供する商品・サービスは、幸福感や優越感といった特別な感情をもたらすものであり、人々を魅了してやみません。この点は、一般的な消費財やサービスとは大きく異なる特徴です。一時的に買控えなどで需要が抑えられたとしても、潜在的な需要がいずれは顕在化すると考えられます。直近の典型的な例では、コロナ・ショック後のいわゆる「リベンジ消費」のような動きです。

また、プレミアム・ブランド企業が多く抱える富裕層顧客は、景気変動の影響を比較的受けにくく、景気サイクル全般を通して、需要を下支えする存在になるとみられます。

足元の株式市場においても、トランプ関税や世界経済の先行き不透明感など様々な懸念材料が残りますが、これらの懸念が後退していくなかで、プレミアム・ブランド企業の潜在的な成長性や良好な企業のファンダメンタルズ(基礎的条件)が見直されることで、株価が反発することが期待できると考えます。

過去の大きな株価下落局面と反発局面

～各底値を基準に底値前1年間(下落局面)・底値後1年間(反発局面)の騰落率の比較(当ファンド vs 先進国株式) 円ベース、月次、期間は5ページを参照



※当ファンド: 当ファンドの分配金再投資後の基準価額。基準価額は実質的な信託報酬等控除後。基準価額(分配金再投資後)は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。換金時の費用・税金等は考慮していません。
 ※先進国株式: MSCI世界株価指数(配当込み)、基準価額の算出に合わせて1営業日前株価、当日為替で円換算しています。
 ※期間については、5ページの【過去の大きな株価下落局面と反発局面の期間】をご覧ください。
 出所: ブルームバーグ、リフィニティブ an LSEG businessのデータを基にピクテ・ジャパン作成
 データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

■ 魅力的なバリュエーション水準も、株価の下支えに

2025年年初以降のプレミアム・ブランド企業の株価動向をみると、1年半ばには、2024年の年末商戦が好調で、引き続き旺盛な需要があることが決算で示されたことなどを受けて、大きく上昇する局面もありました。しかし、トランプ米大統領の関税政策の行方や、それによる世界経済へのマイナスの影響などへの懸念が高まったことが、株価の重荷となり、4月上旬には大幅下落局面を経験しました。その後、足元(2025年5月28日)までは、米国と各国の貿易交渉の進展期待などもあり、やや値を戻していますが、世界経済の先行き不透明感などの懸念材料は依然として払拭されていません。

株価下落を受けて、プレミアム・ブランド企業の株式のバリュエーション(投資価値評価)水準は低下しています。当ファンドと同様の運用を行う類似ファンドの組入銘柄における予想株価収益率(PER)は、2025年4月末時点で過去10年間の平均をやや下回る水準に低下しました。

プレミアム・ブランド企業は、先進国株式に比べると、相対的にバリュエーション水準が高い傾向があります(2025年4月末時点の先進国株式の予想PERは16.3倍)。この背景には、プレミアム・ブランド企業に対する高い成長期待などがあります。ただし、先進国株式と比較した相対予想PERの推移をみると、足元では、相対的な割高感も後退しつつあることが示されています。

※文章中の予想PERはすべて翌年度1株当たり利益予想ベース(ファクトセット集計アナリスト予想)

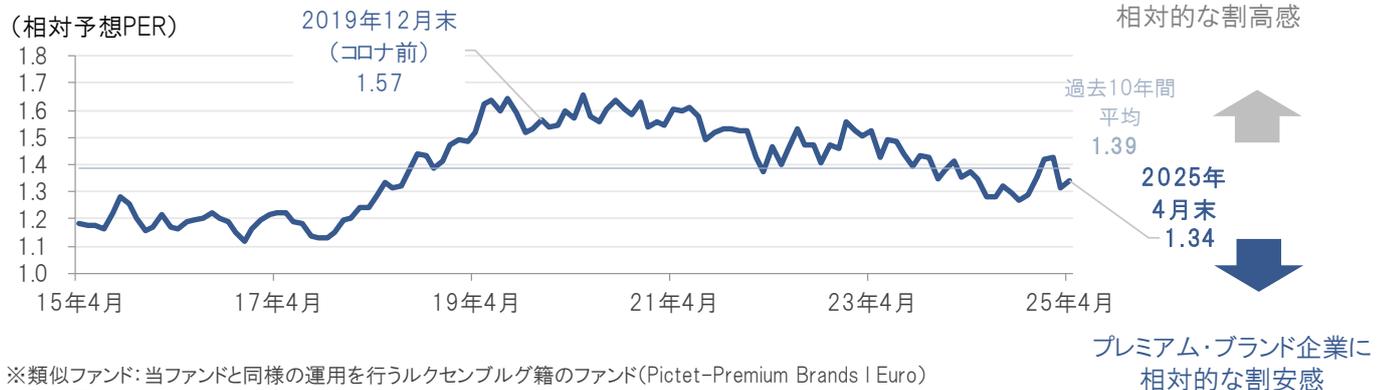
当ファンドの類似ファンドの組入銘柄における 過去10年間の予想株価収益率(PER)の推移

月次、期間:2015年4月末~2025年4月末



過去10年間の類似ファンドの組入銘柄における 対先進国株式相対予想株価収益率(PER)の推移

月次、期間:2015年2月末~2025年2月末



※類似ファンド:当ファンドと同様の運用を行うルクセンブルグ籍のファンド(Pictet-Premium Brands I Euro)

※先進国株式:MSCI世界株価指数

※相対予想PERは、類似ファンドの組入銘柄における平均予想PER÷先進国株式の予想PER

※予想PERは翌年度1株当たり利益予想ベース ※予想はすべてファクトセット集計アナリスト予想

出所:ファクトセット、ピクテ・アセット・マネジメントのデータを基にピクテ・ジャパン作成

データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

設定来の当ファンドの運用状況

円ベース、日次、期間：2006年6月30日(設定日)～2025年5月28日

(2006年6月30日 = 10,000円)



※基準価額は1万口当たり、実質的な信託報酬等控除後。分配金再投資後基準価額は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。 ※先進国株式:MSCI世界株価指数(配当込み)、基準価額の算出に合わせて1営業日前株価、当日為替で円換算しています。

出所:リフィニティブ an LSEG businessのデータを基にピクテ・ジャパン作成

【過去の大きな株価下落局面と反発局面の期間】

局面①: 当ファンドの底値は2009年1月末、下落局面は2008年1月末～2009年1月末、反発局面は2009年1月末～2010年1月末。先進国株式の底値は2009年2月末、下落局面は2008年2月末～2009年2月末、反発局面は2009年2月末～2010年2月末。 局面②: 下落局面は2015年6月末～2016年6月末、反発局面は2016年6月末～2017年6月末。 局面③: 下落局面は2019年3月末～2020年3月末、反発局面は2020年3月末～2021年3月末。 2025年(年初来): 2024年12月末～2025年4月末。

投資リスク

[基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様にご帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

株式投資リスク (価格変動リスク、信用リスク)	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。 ●株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。 ●特定の業種・テーマに絞った銘柄選定を行いますので、平均的な株式市場の動きと比べて異なる動きをする場合やその価格変動が大きい場合があります。
為替変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。 ●円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの特色

<詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください>

- 主に世界のプレミアム・ブランド企業の株式に投資します
- 特定の銘柄、国や通貨に集中せず、分散投資します
- 3か月に1回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

- 毎年2月、5月、8月、11月の各10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - ー 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - ー 収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
 - 原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、1万円を超える部分の額の範囲内で分配金額を決定します(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配を行わないこともあります)。また、原則として決算時の基準価額が1万円未満の場合は、分配を行いません。
 - ー 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

※ファミリーファンド方式で運用を行います。

※実質組入外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、為替ヘッジが必要と判断した場合は為替ヘッジを行うことがあります。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

手続・手数料等

[お申込みメモ]

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	ロンドン証券取引所またはジュネーブの銀行の休業日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	2006年6月30日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎年2月、5月、8月、11月の各10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年4回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

[ファンドの費用]

投資者が直接的に負担する費用							
購入時手数料	3.3%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。(詳しくは、販売会社にてご確認ください。)						
信託財産留保額	ありません。						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
運用管理費用(信託報酬)	<p>毎日、信託財産の純資産総額に年1.65%(税抜1.5%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。</p> <p>[運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率0.7%</td> <td>年率0.7%</td> <td>年率0.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、委託会社の運用管理費用(信託報酬)には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。</p>	委託会社	販売会社	受託会社	年率0.7%	年率0.7%	年率0.1%
委託会社	販売会社	受託会社					
年率0.7%	年率0.7%	年率0.1%					
その他の費用・手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 0.055% (税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。						

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

[税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、当資料発行日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	ピクテ・ジャパン株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号	【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】 https://www.pictet.co.jp
受託会社	加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会 三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者) 〈再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行〉	
投資顧問会社	ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド(マザーファンドの外国株式等の運用指図を行う者)	
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)	

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

商号等		加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号	○	○		
SMBC日興証券株式会社(ダイレクトコース専用)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券(注1)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
OKB証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第191号	○			
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第18号	○			
京銀証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第392号	○			
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号	○			○
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3198号	○			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2938号	○			
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第21号	○			
大和証券株式会社(注2)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
東海東京証券株式会社(注3)	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第36号	○			
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号	○			○
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○			
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社京都銀行 (委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社)	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社群馬銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第46号	○		○	
スルガ銀行株式会社	登録金融機関 東海財務局長(登金)第8号	○			
株式会社千葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号	○		○	
株式会社東邦銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第7号	○			
株式会社東和銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第60号	○			
株式会社肥後銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社百五銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社北海道銀行(注4)	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社北國銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第5号	○		○	
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○

販売会社一覧(つづき)

商号等	加入協会					
	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	
株式会社UI銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼライフデザイン 証券株式会社)(オンラインサービス専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第673号	○			
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第611号	○			
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○		○	

(注1) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会・日本商品先物取引協会にも加入しております。

(注2) 大和証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注3) 東海東京証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注4) 株式会社北海道銀行では、新規買付のお申込みは取扱いません。

当資料で使用したMSCI指数は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡す最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。